

令和元年6月26日（水）
障害者総合支援給付担当者研修会

6 市町村事務共同電算処理について

鹿児島県国民健康保険団体連合会

介護保険課



市町村事務共同電算処理業務について

1. 目的及び概要

市町村事務共同電算処理は、市町村における事務処理の効率化を図ることを目的とし、市町村からの委託を受けて、審査支払処理で蓄積された給付実績や受給者情報等を基に、市町村事務に資する帳票等を作成する処理です。

2. 主な処理について

- (1) 高額障害福祉サービス等給付費支給額計算処理
- (2) 高額障害児給付費支給額計算処理
- (3) 地域生活支援事業審査支払処理

3. 高額障害福祉サービス等給付費支給額計算処理について

3.1 本会における処理の概要

障害福祉サービス費、障害児施設給付費、及び介護保険給付費の利用者負担額を用いて、対象となる受給者について、以下の高額障害福祉サービス費等の計算を行います。

(1) 高額障害福祉サービス等給付費

障害者総合支援法施行令第四十三条の五第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費。

同一世帯に障害福祉サービス等を利用する者が複数いる場合等に、世帯の負担を軽減する観点から、償還払い方式により、世帯における利用者負担を算定基準額まで軽減する制度に基づくもの。(以下、「既存高額」と表記。)

(2) 新高額障害福祉サービス等給付費

高齢障害者が介護保険サービスを円滑に利用できるようにするため、高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担軽減措置について検討され、新高額障害福祉サービス等給付費(施行令第四十三条の五第六項)が創設されました。

これにより、65歳到達前に一定期間にわたって障害福祉サービスを利用していた障害者が介護保険に移行した際、介護保険サービスに係る利用者負担が軽減されます。(以下、「新高額」と表記。)

(3) 高額介護(予防)サービス費【年額】及び高額医療合算介護サービス費との併給調整

平成29年8月1日より、介護保険法に基づく高額介護(予防)サービス費の見直しが行われ、新たに、自己負担額の年間(前年8月～7月まで)の合計額に対して負担上限額が設定されました。

これに伴い、高額障害福祉サービス等給付費(新高額障害福祉サービス等給付費を含む。)並びに高額障害児入所給付費及び高額障害児通所給付費の算定に係る規定を見直し、以下が併給調整の対象となりました。

- ・年間の自己負担額の上限額を超えることにより支給される高額介護(予防)サービス費(以下、「高額介護(予防)サービス費【年額】」という。)
- ・介護保険法に基づく高額医療合算介護サービス費(以下、「年次高額」と表記。)

3.2 本会における業務委託について

既存高額については、本会で平成 19 年度に障害介護給付費等の支払業務を受託した当初から、任意委託として市町村へ意向調査を実施していましたが、市町村においても対象者が少ないこともあり、これまで委託希望市町村がありませんでした。

今回、法改正(平成 30 年4月施行分)により創設された新高額及び介護保険における年次高額など高額障害福祉サービス等給付費の支給対象が拡大されたことに伴い、改めて業務委託の意向調査を行ったところです。(平成 30 年 11 月 15 日付・事務連絡)

3.3 今後の委託事務手続きについて

現在、本会における規定の整備等を行っており、7月の総会で決定後、委託書等を送付しますので、委託を希望される市町村につきましては提出をお願いいたします。

なお、平成 30 年 11 月 15 日付け事務連絡にて意向調査を実施していますが、当初の回答と異なっても差し支えありません。

ただし、業務委託を本会で行うにあたり、高額障害福祉サービス等給付費支給額計算処理に必要な情報を市町村から提供いただく必要があります。(資料 P5 参照)

なお、既存高額、新高額は個々に業務委託を行うことが可能で、委託の組み合わせパターンについては以下のとおりです。

既存高額と新高額の業務委託の組み合わせ

パターン	業務委託内容	
	既存高額	新高額
1	○	○
2	○	-
3	-	○

凡例 ○:委託する -:委託しない

なお、年次高額については、各業務の委託を行うことで、支給額計算処理を実施するため、別途委託を受ける必要はありません。

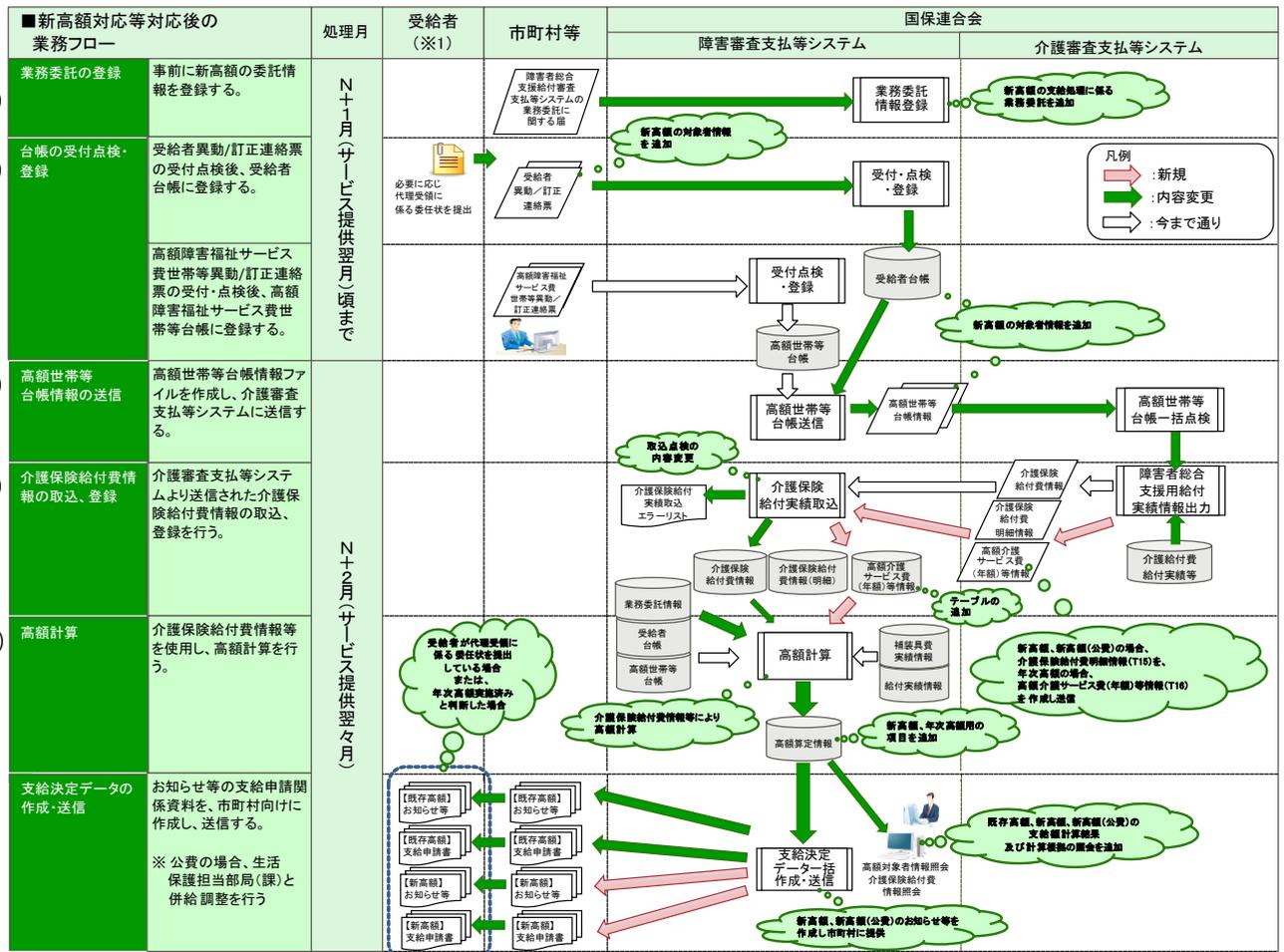
3.4 本会における処理の流れ

新高額及び年次高額に伴う処理は、次ページのとおりです。

本会では、支給対象者の支給予定額までを計算し、市町村から受給者へ通知するお知らせ等の支給申請関係資料となるデータを送信する処理まで行います。

＜処理の流れ＞

※既存高額も同じ流れで実施します。



＜処理の流れ詳細＞

◆ 処理月: N+1月(サービス提供翌月)頃まで

1) 業務委託の登録

【既存高額・新高額】

務委託に関する届(委託書と一緒に本会から市町村へ送付する予定)を国保連合会へ送付します。その内容に基づき、本会にて業務委託情報を登録します。

2) 台帳の受付点検・登録

【既存高額・新高額】

受給者異動/訂正連絡票情報、高額障害福祉サービス費世帯等異動/訂正連絡票情報を作成し、国保連合会へ送付します。なお、新高額の対象者については、受給者異動連絡票情報に新高額の対象者区分、対象有効期間を設定する必要があります。

◆処理月:N+2月(サービス提供翌々月)

※3)4)5)は国保連合会における処理となりますが、以下の処理を正しく行うためには、介護保険保険者が国保連合会へ給付実績交換処理により高額介護サービス費支給処理情報を提供する必要があるがあります。

なお、提供がない場合には、利用者負担額から高額介護サービス費等を差引くまでの金額により計算を行うこととなります。

3)高額世帯等台帳情報の送信【既存高額・新高額】

4)介護保険給付実績の取込、登録【既存高額】【新高額】【年次高額】

5)高額計算

【既存高額】

高額計算処理を行います。高額計算処理において、高額障害福祉サービス等給付費等の支給対象となる受給者について、お知らせ関連情報が作成されます。この時点では、高額障害福祉サービス等給付費等の支給は決定せず、支給対象者の支給予定額を算定します。

【新高額】

高額計算処理を行います。高額計算処理において、高額障害福祉サービス等給付費等の支給対象となる受給者について、お知らせ関連情報が作成されます。この時点では、高額障害福祉サービス等給付費等の支給は決定せず、支給対象者の支給予定額を算定します。

【年次高額】

国保連合会の介護審査支払等システムから受信した高額介護サービス費(年額)等情報を基に、前年8月～7月サービス提供分に対する併給調整後の既存高額の支給額及び新高額の支給額を計算します。

高額計算処理において、高額障害福祉サービス等給付費等の支給対象となる受給者について、お知らせ関連情報が作成されます。この時点では、高額障害福祉サービス等給付費等の支給は決定せず、支給対象者の支給予定額を算定します。

3.5 高額障害福祉サービス等給付費支給額計算処理に必要な交換情報（※重要※）

当該計算処理を正しく行うためには、国保連合会へ下表のとおり交換情報を作成し、送信する必要があります。また、交換情報を国保連合会へ提供することに加え、介護保険保険者が国保連合会へ給付実績交換処理により高額介護サービス費支給処理情報を提供する必要もあります。

No.	情報名	市町村が提出する情報		都道府県が提出する情報	備考
		既存高額	新高額	既存高額	
1	受給者異動連絡票情報	◎	◎		【既存高額】 高額計算で個人の利用者負担上限月額等を使用するために必要 【新高額】 高額障害福祉サービス等給付費（施行令第四十三条の五第六項）の対象者を判断するために必要
2	市町村異動連絡票情報	◎	◎		業務委託する場合に必要
3	高額障害福祉サービス費 世帯等異動連絡票情報	◎	◎		【既存高額】 高額計算で世帯集約番号等を使用するために必要 【新高額】 介護保険情報等を使用するために必要
4	高額障害福祉サービス費 市町村異動連絡票情報	◎	◎		高額のお知らせ情報等に出力する問い合わせ先等に使用するために必要
6	障害福祉サービス費 市町村保有給付実績情報	○	○		【既存高額】 市町村が特例介護給付・訓練等給付費、補装具費の支払処理を行った場合に、その情報も高額計算に使用するために必要 【新高額】 既に支払った高額障害福祉サービス等給付費（施行令第四十三条の五第六項）の修正を行うために必要
7	障害児支接受給者 異動連絡票情報	◎		◎	高額計算で個人の利用者負担上限月額を使用するために必要
8	都道府県等異動連絡票情報	◎		◎	業務委託する場合に必要
9	高額障害児給付費 世帯等異動連絡票情報	◎		◎	高額計算で世帯集約番号等を使用するために必要
10	高額障害児給付費 都道府県等異動連絡票情報	◎		◎	高額のお知らせ情報等を出力するために必要

凡例：◎…高額計算を行うために必要、○…事象が発生した場合に必要

※本会は障害児入所施設給付費の審査支払処理について県から委託を受けておりません。既存高額における計算処理を正しく行うためには、市町村が県に代わり国保連合会へ提出できる交換情報を作成し、市町村の代理提出により正しい計算を行うことが可能です。

4. 地域生活支援事業給付費の審査支払業務について

(1) 概要

移動支援事業やコミュニケーション事業などの地域生活支援事業を行った事業所からの請求データを受け付け、市町村から提供いただく「地域生活支援事業受給者情報」や「地域生活支援事業単位数情報」と突合し、支給量などの点検を行い、正当なものを市町村毎に集計・請求し、各事業所に支払を行います。

(※障害介護給付費及び障害児給付費の審査支払処理と同じ流れで処理します。)

(2) 市町村で準備が必要なもの

①地域生活支援事業単位数情報

決定サービスコードや請求サービスコード・合成単位数、利用者の負担率などを設定する情報。

②地域生活支援事業受給者情報

地域生活支援事業の給付を受ける方の氏名や障害区分や、決定支給量などの情報。

③地域生活支援事業事業所情報

地域生活支援事業を行う事業所の情報。まず、事業所台帳を市町村にて作成し、事業所台帳を管理する県へ情報の提供が必要となります。「市町村→県→連合会」への情報の流れとなります。

(3) 業務委託手数料について

明細書1件につき 140 円 (令和元年度)

(4) 留意事項

本会で取扱いができるのは、「地域生活支援事業給付費等明細書」のみであるため、サービス実績記録票などその他の書類は、事業所から直接市町村へ送付していただくことになります。

(5) 令和2年度に向けた委託の意向調査

市町村における事務処理の効率化を図るため、地域生活支援事業給付費の審査支払委託市町村の拡充に向けた取り組みを今年度に計画していることから、意向調査等を実施する予定です。

その際は御協力お願いいたします。